

建設コンサルタント業務における品質確保対策の試行について

当省が実施する建設コンサルタント業務（測量、設計及び事業監理業務等）において、品質確保対策として、平成22年6月10日以降公示する業務から下記事項を試行することと致しましたのでお知らせします。

なお、試行内容については、当該業務の公示時点で技術資料募集要項等にその都度記載致します。

記

1 業務成績

当該防衛局が発注した建設コンサルタント業務のうち、当該年度を含まない過去2年間に完成、引渡しが完了した業務の業務成績の平均点が65点未満の者は入札又は見積合せに参加できない。

2 管理技術者の手持ち業務量

当該業務発注時点で配置予定管理技術者の手持ち業務量が4億円以上かつ10件以上ある場合は、入札又は見積合せに参加できない。

また、当該業務発注時点の手持ち業務に、当該地方防衛局発注業務で調査基準価格を下回る価格で落札した業務がある場合は、手持ち業務量4億円を2億円に、10件を5件にする。

3 契約後のヒアリングの実施

契約締結後、適当な時期（1～2週間後）に管理技術者、照査技術者及び担当技術者若しくはそのいずれかの者（以下「当該技術者」。）に対し、当該業務に関する基本事項並びに進捗、調整及び対応手法等についてヒアリングを行うことがある。

なお、ヒアリングの結果、当該業務の実施につき著しく不相当と認められるときは、業務委託契約書その他の規定に基づき、当該技術者の交代を請求する。

4 共同体の参加

建設コンサルタント業務の調達手続き（総合評価方式を含む。）を行うときは、当該業務の内容に応じて、単体企業に加え、共同体（二以上の事業者が業務を共同連帯して行うことを目的とする共同体をいう。）にも参加を認める。

以上